

農振農用地区域からの除外・用途変更の申出にあたっての注意事項

- 1 農振農用地区域からの除外・用途変更の申出の受付期間は、8月の1か月と2月の1か月です。
- 2 農振農用地区域からの除外・用途変更の申出は、県の同意が必要なため、県と個別に検証をする必要があり、決定はおおむね申出月から6か月後になります。また、津山市が申出を受け付けた場合でも認められないことがあります。
- 3 農振農用地区域の土地を同区域から除外する場合は、次の6要件のすべてを満たすことが必要で
す。
 - (1) 周辺の土地利用の状況から見て、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であること。
 - ・ 不要不急の用途に供するものでなく、かつ、通常必要と認められる規模であること。
 - ・ 農用地区域以外において代替する土地がないこと。

(自己所有、他人所有の土地も検討する必要があります。)
 - (2) 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の達成に支障がないこと
(地域計画の策定後に判断することになります。)
 - (3) 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ・ 集団農地の中央部又は虫食いの除外は認められません。
 - (4) 農業の担い手等に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ・ 当該申出地を除外することにより担い手等の安定的な経営や農用地の集団化が損なわれる場合は除外が認められません。
 - (5) 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - ・ ため池、農業用排水路等の毀損や用排水の停滞、汚濁水の流入等が生じないこと。
 - (6) 当該変更に係る土地が土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に該当する場合にあっては、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して8年以上を経過した土地であること。
 - ・ 土地改良事業実施中、又は工事完了公告後8年未満ではないこと。

(8年以上であっても補助金の返還・地元借入金の繰上償還が生じる場合があります。)
- 4 中山間地域等直接支払制度及び多面的支払交付金事業の対象農地を除外した場合、交付金の返還が発生します。
ただし、多面的支払交付金事業においては農業用施設等とする場合は、交付金返還は免除されます。
- 5 農地法、建築基準法、道路法等、転用事業に関係するすべての他法令において許可の見込みがない場合は、除外は認められません。

6 添付書類について

<input type="checkbox"/> 理由書	除外後の事業内容、土地の選定理由等を詳細に記入してください。
<input type="checkbox"/> 全部事項証明書 (土地登記簿謄本)	法務局にてご用意ください。
<input type="checkbox"/> 付近見取図	住宅地図等、申出地の位置及び周辺の状況がわかる図面をご用意ください。
<input type="checkbox"/> 公図の写し	法務局にてご用意ください。 (一部除外の場合分筆予定線を書いてください)
<input type="checkbox"/> 配置図、平面図及び立面図	除外後の事業計画が確認できる図面をご用意ください。
<input type="checkbox"/> 被害防除計画書	転用によって周囲に迷惑をかけることのないよう、記入例を参考に作成してください。
<input type="checkbox"/> 土地改良区意見書	申出地が土地改良区、水利組合に関係する場合は必要です。
<input type="checkbox"/> 担い手・耕作者等意見書	申出地が他者に権利設定されている場合は必要になります。
<input type="checkbox"/> その他	必要に応じて追加書類を提出してください。

7 申出等の提出先・お問い合わせ先

津山市 農林部 農業振興課 農地係 (津山市役所本庁舎4階)

TEL 0868-32-2159 (直通) FAX 0868-32-2093

E-mail nougyou@city.tsuyama.lg.jp (代表メール)